

令和5年度加須市立大越小学校

いじめ防止等のための基本的な方針



加須市立大越小学校

# 加須市立大越小学校いじめ防止等のための基本的な方針

## 目次

### はじめに

|   |                  |   |
|---|------------------|---|
| 1 | いじめの問題に関する基本的な事項 | 1 |
| 2 | いじめの未然防止のための取組   | 2 |
| 3 | いじめの早期発見のための取組   | 4 |
| 4 | いじめの早期解消のための取組   | 5 |
| 5 | いじめの防止等のための組織    | 6 |
| 6 | 重大事態への対応         | 6 |

### <資料> 年間計画

# 加須市立大越小学校 いじめ防止等のための基本的な方針

## はじめに

「加須市立大越小学校いじめ防止等のための基本的な方針」は、「加須市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、加須市（以下、「市」）・学校・家庭・地域住民その他の関係者が連携し、一体となっていじめの問題の克服のために取り組むことを目的として、いじめの防止等のための対策に関する基本的な事項を定めるものである。

## 1 いじめの問題に関する基本的な事項

（平成 29 年 3 月 14 日 改訂 文科省）

（平成 29 年 7 月 改訂 埼玉県）

### （1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的には、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団で無視をされる。
- ③ ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なこと、不本意なことをされたり、させられたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

ただし、このいじめの定義にかかわらず、いじめを訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

### （2）いじめに対する基本認識

いじめを防止するためには、大人一人一人が、次のような意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが必要である。

- ① いじめは絶対に許されない。
- ② いじめは卑怯な行為である。
- ③ いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうる。
- ④ いじめは大人の見えないところで行われていることが多く、発見しにくい。

### （3）いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。また、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。

いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう以下の点を重視して行う。

- ① 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。
- ② いじめを放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての児童が理解できるようにすること。
- ③ 児童が、いじめの問題を主体的に解決していこうとする態度を育成すること。
- ④ 児童の生命及び心身の保護の重要性を認識しつつ、市、学校、家庭、地域住民、その他関係者が連携し、いじめの問題の克服を目指すこと。

#### (4) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめを生まない土壌をつくる必要がある。また、教職員をはじめとする大人たちが、いじめに至るささいな兆候を見逃さず、早い段階から児童に関わる体制を整えておくことが重要である。さらに、仮にいじめが確認されたときには、いじめを受けた児童の生命及び心身の保護を第一に考え、いじめの解消のために迅速に対応する必要がある。

本校では、これらの基本的な考え方及びいじめに対する基本認識に基づき、いじめ問題の克服のために、「未然防止」、「早期発見」、「早期解消」の3つの視点でいじめ防止等のための対策を講じる。

## 2 いじめの未然防止等のための取組

いじめの問題を未然に防止するためには、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは、絶対に許されない」という認識をもたせ、学校や学級にいじめを生まない土壌をつくる必要がある。そこで、以下の方策をもって、これに取り組む。

### (1) 分かる授業の実現

児童が学校で過ごす時間の中で一番長いのは、授業である。全ての児童が参加し、活躍できる授業を工夫・改善をすることで、学力向上はもちろん、いじめをはじめとした生徒指導上の諸問題の未然防止に取り組む。

|                                    |
|------------------------------------|
| ・ 授業研究会の実施      ・ 学校応援団等の協力による授業改善 |
|------------------------------------|

※ □の中は大越小学校の具体的な取組

### (2) 学級経営の充実

学級は、一人一人の児童が教師・友だちとの「出会い」「ふれあい」「学び合い」を通して成長していく場である。そのためには、児童一人一人が認められ、十分に能力を発揮できるような学級をつくるのが欠かせない。そのために、児童の個性や能力を生かして活躍できる場を設け、積極的参加を促す。また、人への思いやりの心を育てる取組として「友だちのよいところさがし」を行ったり、帰りの会等で一日を振り返って親切な行いを賞賛したりする。日々の生活の中で、思いやりの心や互いの良さを認め合う気持ちをはぐくみ、いじめのない学級づくりに努める。

|                                       |
|---------------------------------------|
| ・ 児童と一緒に考える学級目標      ・ よい行いの称賛（こめりん賞） |
|---------------------------------------|

### (3) 児童の規範意識の向上

いじめの態様や特質、原因、背景、指導上の具体的な留意点等について、校内研修や職員会議で教職員に周知し、平素から共通理解を図るとともに、日常的にいじめの問題を取り上げ、いじめを許さない雰囲気学校全体で醸成するなど、児童の社会性や規範意識の向上を図る取組を推進する。

- ・「彩の国生徒指導ハンドブック ～いじめ・自殺・暴力行為の予防に向けて～」等の活用
- ・「大越小よい子の一日」の徹底
- ・「よい子カード」を通じた基本的生活習慣の定着（年4回実施）

#### (4) 道徳教育・人権教育の充実

児童の社会性をはぐくむとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認めるなど、互いの人格を尊重する態度を養うため、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。

- ・「いじめをなくす」3か条の周知

- 1 からかいの つもりが 友だち傷つける
- 2 困ったら 一人悩まず まず相談
- 3 思いやる 心が みんなの笑顔生む

(加須市教育委員会、加須市園長会・校長会)

- ・校長講話
- ・感謝の会
- ・人権作文の校内放送
- ・「はばたき」（県教委）、「人権文集」（加須市）の読み聞かせ
- ・人権教育に視点をあてた授業の公開
- ・親子でつくる人権標語
- ・心のスケッチ

#### (5) 児童理解の深化

教師一人一人が児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインをあらゆる機会をとらえてキャッチすることが重要である。そのための教師の姿勢として、

- ① 児童とともに…児童の目の高さに合わせて話をしたり、一緒に考えたりする。
- ② 共感的に理解する…物事に対する一人一人の感じ方、考え方、反応や行動の表れ方などは様々である。思い込みをすることなく丁寧に聴いていく。
- ③ 傾聴する…「よく聴く」「気持ちを聴く」「話を待つ」ことで、「こういうことを言いたいのかな」などと児童の立場に立って話を理解する。
- ④ 学級担任は、教室にいる時間をできるだけ多くし、いつでも相談に乗れるようにする。
- ⑤ 児童の表情や言動を観察するとともに、教師も積極的に声がけをして関わるようにする。

いじめを行う背景には、勉強や複雑な人間関係等によるストレスが関わっていることもあるということを踏まえ、教職員は、児童一人一人を大切にしたい分りやすい授業を行うとともに、児童一人一人が活躍できる集団をつくる。また、ストレスに対して適切に対処できる力をはぐくむ。

- ・カウンセリング研修
- ・スクールカウンセラーとの連携

#### (6) 児童の居場所づくりの推進

児童の自己肯定感を高めることは、他の人の大切さを認めることにもつながる。全ての児童が、認められているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じ、児童が活躍し、他者の役に立っていると実感できる機会を設ける。

また、家庭や地域住民等にも協力を求め、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫し、家庭や地域での居場所づくりを推進する。

- ・あいさつ運動
- ・「異年齢たてわり班」活動

・家庭や地域住民等の協力による体験活動(年間を通した食農活動等)

#### (7) 児童自らがいじめについて学べる取組の推進

児童自らがいじめ問題について主体的に学び、解決の方法を考えて、いじめの防止を訴える取組を推進する。

・「彩の国の道徳」や視聴覚教材等を活用した授業

#### (8) 情報モラル教育の推進

児童、保護者、地域住民が、インターネットを通して発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の情報の特性を踏まえて、インターネットを通じたいじめを未然に防止するとともに、適切に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。また、携帯電話のSNS等を利用したいじめを防止するため、児童への情報モラル教育を推進する。

・「情報モラル」についての指導 ・ネットアドバイザー等による講話

### 3 いじめの早期発見のための取組

いじめの問題を早期に発見するためには、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめの問題の解決に向けた速やかな対応ができるようにすることが重要である。そこで、以下の方策をもって、これに取り組む。

#### (1) 定期的なアンケートの実施

いじめの実態を把握するとともに、児童がいじめを訴えやすい状態をつくるため、在籍する児童を対象に定期的な調査をする。

・学校生活アンケート(5月、11月、2月) ・個別面談

#### (2) 「いじめチェックシート」を活用した支援体制の整備

教職員用及び保護者用「いじめチェックシート」を活用することにより、学校と家庭との連携を強化し、教職員及び保護者が、児童のささいないじめの兆候に対して早い段階から関われる支援体制を整備する。

・教師用及び保護者用「いじめチェックシート」(5月、11月、2月)  
・個別面談

#### (3) 日常的な生活の中でのいじめに係る情報の把握

児童の学校生活の様子等から得られるいじめに関する情報を把握するだけでなく、教職員と児童及び保護者の間で日常使っている連絡帳や個人面談・家庭訪問の機会を活用して、いじめの兆候を把握する。収集したいじめに関する情報については、毎週の職員打ち合わせ後、生徒指導委員会を行い最新の情報を教職員全体で共有する。

#### (4) いじめに係る相談体制の整備

保健室や相談室、電話相談窓口の利用等について広く周知し、児童及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整える。なお、教育相談等で得た児童

の個人情報については、適切に扱う。

・ 講話・学校だより等による周知 ・ 教育相談室の活用

#### (5) 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築

より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校応援団、地域のスポーツ少年団等との連携を促進し、協働する体制の構築を図る。

・ 学校評議員会 ・ 学校応援団会議 ・ 学校関係者評価委員会 ・ 学級懇談会  
・ いじめ防止対策サポート委員会（P 6 参照）

#### (6) インターネット上のいじめ情報への対応

保護者に対し、インターネット上のいじめの問題についての理解を求め、いじめの早期発見に努めるようにする。

児童が携帯電話等でのトラブルに巻き込まれないようにするため、学級懇談会で、携帯電話等によるいじめ問題について取り上げ、携帯電話等を使用するルールを各家庭でつくるよう促す。また、保護者からいじめに関わる情報を得た場合は、保護者に状況を確認し、必要に応じてホームページの管理者等に削除を依頼する。

・ 学級懇談会 ・ 個別面談

### 4 いじめの早期解消のための取組

いじめを早期に解消するためには、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して適切な指導をするなど、学校全体で組織的な対応をすることが重要である。

また、家庭への連絡や教育委員会への報告を行うとともに、いじめの再発防止に向けて実践計画を立て、継続的に児童やその集団を見守る必要がある。そこで、以下の方策をもって、これに取り組む。

#### (1) 児童の安全の確保

児童や保護者からいじめに関する相談や訴えがあった場合は、事実関係を確認し、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には早い段階から適切に対応し、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

#### (2) 教育委員会への報告及び関係児童の保護者への連絡

いじめの発見・通報を受けた教職員は「法 第22条」に規定された「いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）」に直ちに情報を提供し、教職員全員で共有できるようにする。その後、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどしていじめの事実の確認を行う。

また、校長は、その結果について教育委員会に報告するとともにいじめられた児童及びいじめた児童の保護者に事実を説明する。

#### (3) いじめられた児童とその保護者への支援

いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

また、心身の状況に応じ、緊急避難の対策をとるなど必要な措置を講じる。なお、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要に応じて適切な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を正確に当該児童とその保護者へ提供する。

#### (4) いじめた児童への指導及びその保護者への助言

いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合は、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置を講じる。その際、当該児童の保護者に確認した事実を説明し、保護者の理解や納得を得た上で、児童への対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身等を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題等のいじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達、プライバシーの保護等にも配慮して対応する。

#### (5) いじめが起きた集団への指導

いじめられた児童といじめた児童をはじめとする児童の関係の修復を経て、いじめの当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもっていじめを解消とする。そのことから、学校や学級全体でいじめの問題について話し合うなどして、全ての児童が互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

### 5 いじめの防止等のための組織

#### (1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめを防止するためには学校の組織的な対応が必要であることから、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）」を置く。この組織は、以下のような役割を担うこととする。

- ① 「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な計画の作成、実行、検証、修正の中核となる役割
- ② いじめの相談・通報の窓口となる役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報を収集、記録するとともに、教職員間の共通理解を図る役割
- ④ いじめの情報の迅速な共有や関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援対応を中核となって実施する役割

「いじめ防止対策委員会」いじめ防止に関する措置を実行的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、低・中・高学年代表教諭、養護教諭からなる、いじめの防止等の対策のための校内組織を設置する。ただし、小規模校である本校の実態から、基本的には全職員で全ての事案に対応する。

#### (2) 家庭や地域と連携した「いじめの防止等の対策」を推進する組織

いじめの防止等の対策を推進するためには、家庭や地域との連携が必要である。教職員、PTA、地域の関係団体、学校関係者の各代表者等による組織（いじめ防止対策サポート委員会）を置き、「いじめ問題についての協議」、「家庭や地域と連携した対策の推進」の役割を担うこととする。会議は、年1回（2月）開催する。ただし、



必要が生じた場合は、臨時に開催する。

「いじめ防止対策サポート委員会」：参加メンバーは下記のとおりとする。  
校長、教頭、生徒指導主任、学校評議員、ふれあい推進長代表、民生・児童委員代表、スクールガード・リーダー、PTA会長、PTA副会長

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、児童が以下のような場合をいう。

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - ・ 自殺を企図する
  - ・ 身体に重大な障がいを負う
  - ・ 金品等に重大な被害を負う
  - ・ 精神性の疾患を発症する 等
  
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
  - ・ 年間30日以上の欠席をする
  - ・ 一定期間連続して欠席をする

### (2) 重大事態の報告及び調査の主体

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中心に調査を行う。

ただし、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」では、重大事態への対処等に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、教育委員会に調査を委ねる。

いずれの場合も、教育委員会と連携を図りながらこれを実施する。

### (3) 調査を行うための組織

いじめの事案が重大事態であると判断したときは、重大事態に係る調査を行うため、速やかに、調査のための組織を設ける。

この調査において、学校が主体となる場合は、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を母体とし、必要に応じて心理や福祉の専門家等の外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、調査の公平性、中立性を確保する。

### (4) 調査の実施

重大事態が発生した場合、教育委員会の指示を受け、調査を実施する。

この調査の目的は、重大事態への対処や同種の事態の再発を防ぐものであり、次の点に留意する。

- 重大事態に至る要因となったいじめが、「いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景、事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したか」等の事実関係を明確にする。
- 因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を調査する。
- 教育委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果をもとに主体的に再発防止に取り組む。
- 調査に先立ち、調査対象となる児童やその保護者に対し、アンケート等により得られた情報をいじめられた児童の保護者に提供する場合があることを説明

しておく。

**(5) 調査結果の提供及び児童への説明**

重大事態に係る調査を行ったときには、いじめられた児童やその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供する。

ただし、情報の提供に当たっては、関係者の個人情報の保護に配慮する。

**(6) 調査結果の報告**

重大事態に係る調査を実施したときは、調査結果について教育委員会に報告する。

その際、いじめられた児童の保護者が、調査結果に対する所見を教育委員会へ報告することを希望する場合には、その保護者から所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて教育委員会に提出する。

別紙

令和5年度 加須市立大越小学校いじめ防止等の対策のための年間計画

| 月  | 会議等   | 対策  | 行事等      |                     |
|----|---|---|----------|---------------------|
| 4  | ・生徒指導研修<br>(学校いじめ防止基本方針の確認)   | ・学級開き(「大越小い子の一日」の徹底)<br>・児童と一緒に考える学級目標  | 1年生を迎える会 |                     |
| 5  | ・いじめ防止対策委員会<br>(学校生活に関するアンケート結果報告)<br>・校内委員会①(5/25)延期                           | ・家庭・地域へ「学校いじめ防止基本方針」を周知<br>(学校だより、ホームページ)<br>・人権作文<br>・第1回学校生活アンケート<br>(集計・面談・指導等含む)<br>・第1回「いじめチェックシート」<br>・前期あいさつ運動 | 年間を通した活動 |                     |
| 6  |   | ・家庭訪問による教育相談の実施<br>・よい子カード①(6/27~)  |          | ふれあい運動会<br>家庭訪問     |
| 7  | ・民生児童委員会  |   |          | 学習参観・懇談会            |
| 8  | ・生徒指導研修<br>(『彩の国生徒指導ハンドブック』の活用)   |   |          | 夏季休業<br>林間学校<br>夏祭り |
| 9  |   | ・ネット安全教室  |          | 修学旅行                |
| 10 | ・校内委員会②(10/19)  | ・後期あいさつ運動<br>・よい子カード②(10/11~)   |          | (大越フェスタ)            |
| 11 | ・いじめ防止対策委員会<br>(学校生活に関するアンケート結果報告)  | ・第2回学校生活アンケート<br>(集計・面談・指導等含む)<br>・第2回「いじめチェックシート」<br>・個別面談<br>・よい子カード③(11/14~)                                       |          | 個人面談                |
| 12 |   | ・人権文集読み聞かせ<br>・親子でつくる人権標語   |          | 冬季休業                |
| 1  | ・校内委員会③(1/25)   |   |          |                     |
| 2  | ・いじめ防止対策委員会<br>(学校生活に関するアンケート結果報告)<br>・いじめ防止対策サポート委員会<br>・幼稚園・学校評議員会・学校関係者評価委員会 | ・第3回学校生活アンケート<br>(集計・面談・指導等含む)<br>・第3回「いじめチェックシート」<br>・よい子カード④(2/20~)   |          | 学習参観・懇談会            |
| 3  | ・査定会  |   |          | 6年生を送る会             |